

国見町告示第 38 号

国見町まちの駅設置検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町まちの駅設置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 国見町の特性を活かした拠点施設（以下まちの駅という。）の整備推進に当たり、専門的知見及び町民の意向を反映させるため、国見町まちの駅設置検討委員会（以下委員会という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に報告又は提言を行うものとする。

- (1) まちの駅の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) まちの駅の導入機能及び施設規模に関すること。
- (3) まちの駅の管理運営手法及び事業手法に関すること。
- (4) その他、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 商店等を経営している代表者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事項の検討が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選によりこれらを定める

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項を専門的に調査検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。